

令和6年能登半島地震における義援金受付口座のご案内

東日本信用漁業協同組合連合会

令和6年能登半島地震により被害にあわれた皆さまに対しまして心からお見舞い申し上げます。石川県漁業協同組合では被災された方々を支援するため、義援金専用口座を開設し、義援金を受け付けしておりますので、ご案内いたします。

なお、本会の窓口受け付けによる振込手数料は無料とさせていただきます。

※ATM、JFマリンネットバンク（インターネットバンキング）から振込のお手続きされた場合は、手数料がかかりますので、ご注意ください。

【石川県漁協 令和6年能登半島地震 義援金受付口座について】（2024年1月12日時点）

- 金融機関 東日本信用漁業協同組合連合会
支店名 石川支店
種類 普通貯金
口座番号 6200339
口座名 石川県漁協 義援金口座（イシカワケンギョキョウ ギエンキンコウザ）

（その他の令和6年能登半島地震の義援金口座掲載場所）

- ・ 各都道府県ホームページ
- ・ 各市町村ホームページ
- ・ 日本赤十字社ホームページ
- ・ 赤い羽根共同募金ホームページ
- ・ 各都道府県の共同募金会ホームページ
- ・ 全国地方銀行協会のホームページ 等

義援金等を装った振り込め詐欺にご注意ください。

（災害・震災時に発生した詐欺の具体的な事例）

- ・ 公的機関や実在する団体を装い、電話や直接訪問するなどして「災害支援基金へのご協力をお願いします。」などと言って、当該団体が設けた振込口座とは異なる個人名の口座にお金を振り込ませようとする。
- ・ 被災地の親類を装い、「地震で他の親類の被害がひどい。親族全体で義援金を送ることにしたから、これから教える口座にお金を振り込んで。」などと言って、お金を振り込ませようとする。
- ・ 有名なボランティア団体を名乗り、電話やFAX等を用い、当該団体の募金口座と異なる口座に義援金を振り込ませようとする。
- ・ 公的機関と紛らわしい名称をかたって電話をかけ、「災害支援」を謳い文句に義援金を募集し振り込ませようとする。
- ・ SNSにおいて、存在しない住所を示しつつ救助要請を行い、救助がなされたとの報告とともに、今後の資金のための寄付と称して電子マネーの送付を求める。

（被害に遭わないために）

- ・ 振込先口座の名義情報などに不審な点がないかご確認ください。
- ・ 実在する団体の職員などを名乗るものから義援金への協力依頼があった場合には、当該団体がテレビ・新聞等で公表している口座番号・名義情報と同一であることを確認するなど、本当に当該団体による募金なのか、また信用できる団体なのかを十分にご確認ください。
- ・ 公的機関が義援金を募るため、電話をかけたり訪問したりすることはありません。
- ・ 義援金の振込み（電子マネーや暗号資産の送付を含む）の前に、振込先がテレビ・新聞等で公表している口座番号・名義情報と同一であることを確認するなど、真正な団体によるものなのか、また信用できる団体や個人であるか十分にご確認下さい。
- ・ すぐに振り込んだりせず、少しでも不審に思ったら、警察（最寄りの警察署又は警察相談専用電話「#9110」（全国共通の短縮ダイヤル））や金融庁金融サービス利用者相談室（0570-016811（IP電話からは03-5251-6811））等に情報提供・相談してください。

金融庁金融サービス利用者相談室（金融庁ウェブサイト）
<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>